

参考(改正後の通知全文)
社援発第1005018号
平成17年10月5日
第一次改正、第二次改正

省 略

第 三 次 改 正
社援発0726第17号
令和5年7月26日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市 長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越による事業内容の
変更申請手続きについて

社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越による事業内容の変更申請手続きについては、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に報告してその指示を受けなければならないとされているところであるが、今般、その報告及び指示の取扱いに当たっては次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、遺憾のないよう取り扱われたい。

また、今後は特段の変更がないかぎり本通知によることとし、毎年度の通知は省略することとしたので、了知願いたい。

なお、平成7年3月16日社援施第58号「社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金の繰越による事業内容の変更申請手続きについて」は廃止する。

1 対象となる事業

対象となる事業は、交付要綱に基づく社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付を受けた整備（間接補助事業を含む。以下同じ。）であって、当該国庫補助金交付を受けた会計年度内に完了することが困難となったため、交付要綱の第2の8の（3）又は、（6）のエ及び（7）により地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない整備事業とする。

2 変更申請の手続き

（1）事前の報告

交付要綱による国庫補助金の交付を受けた会計年度内に整備事業が完了しないと認められたときは、国庫補助金の歳出予算繰越手続きを進め、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第24条に基づく繰越計算書（「繰越しを必要とする理由」を明記すること。）を財務省財務局（福岡財務支局、沖縄総合事務所を含む。以下同じ。）長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて当該事業の地方厚生（支）局所管課長あて報告すること。

（2）変更申請書の様式及び提出時期

財務省財務局長より当該国庫補助金の歳出予算に係る翌年度への繰越の承認があったときは、別紙の様式による変更申請書を当該繰越承認通知を受理した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（3）変更申請書提出後の報告

繰越額確定計算書を財務省財務局長あて送付したときは、速やかにその写しを添えて当該事業の地方厚生（支）局所管課長あて報告すること。

3 その他の留意事項

（1）明許繰越しの必要が生じたときは、財政法（昭和22年法律第34号）第43条及びその他の法令に基づき、国庫補助金の歳出予算繰越手続きを財務省財務局との緊密な連絡のもとに、円滑に進めることとする。

（2）前年度から繰越整備事業について、特別な事情により、更に繰越しが必要となると認められたときは、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならないものとする。

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
(公印省略)

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費補助金に係る
事業の事業内容変更承認申請について

(元号) 年 月 日 第 号で交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設整備事業については、極力、事業の進捗を図っているところであるが、年度内に事業完了が困難となったので、次のとおり事業内容の変更を承認願いたく申請する。

(別紙)

事業内容変更承認申請一覧表

事 項	施設の種別 「施設の名称」	事業概要	(当初計画) 変更計画	既交付決定額 (a + b)	支出済額 (a)	翌年度繰越額 (b)	事業完了 予定年月日	繰越事由
		施設の所在地 施設の所在地設置主体及び経営主体 施設整備区分						

(注) 事項ごとに次の書類を添付すること。

- ・繰越計算書 (写)
- ・承認通知 (写)